

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月3日
【会社名】	セイコーエプソン株式会社
【英訳名】	SEIKO EPSON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 碓井 稔
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
【電話番号】	0266(52)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 花岡 敏雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年4月1日（確定給付企業年金制度の改定実施日）

(2) 当該事象の内容

当社は、従業員の定年退職後の安心を確保することにより業務に専念できる環境を実現するために、独自に企業年金制度を制定のうえ運営しておりますが、年金資産の運用収益率の低下や受給者数の増加といった状況変化を踏まえ、現役従業員のみならず、受給権者も対象として企業年金制度の見直しに取り組んでまいりました。

これにより、今後の環境変化にも適応できる企業年金制度に再構築し、将来にわたり安定的に維持運営することを目的として、この度、厚生労働大臣の認可に基づき、確定給付企業年金制度の改定を実施いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

今回の制度改定による平成26年3月期の損益及び連結損益への影響はありません。

なお、平成27年3月期においては退職給付債務の減少にともなう費用の減額が見込まれますが、これによる損益及び連結損益への影響額につきましては算定中であります。

以 上